

社会保障審議会障害者部会	
第 111 回 (R3. 5. 24)	資料 2

2021年 5月10日
社会福祉法人全国盲ろう者協会

障害者総合支援法の見直しに関するヒアリング資料

I 盲ろう者の通勤支援及び職場支援などの施策の充実（主な検討事項Ⅰ、Ⅲ）

1 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の充実

令和2年度に、障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の市町村任意事業として創設された「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」は、令和3年度には、地域生活支援促進事業に移行したが、事業内容が複雑で財源措置が不十分であることなどから、依然として事業を実施する市町村は少なく、就労を希望する全国の盲ろう者が支援を受けることは、事実上困難な状況である。このため、事業内容を簡素化するとともに、地域生活支援事業の市町村必須事業とし、さらに財源措置を強化することなどにより、事業の全国的な普及を推進する必要がある。

2 通勤、通学などにおける重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用

上記1の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の予算は地域生活支援事業費等補助金であり、これは裁量的経費であることから、今後、全国的な普及が進んでも各市町村における事業規模の拡大には限界がある。また、盲ろう児の通学や盲ろう者の就労継続支援B型等への通所には利用できない。そのため、次のステップとしては、予算が義務的経費(負担金)である重度訪問介護、同行援護、行動援護を、盲ろう者の通勤、通学、通所並びに職場支援などにも利用できるよう、制度的な整備を図る必要がある。

また、このような重度訪問介護、同行援護等の利用にあたっては、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や特別支援教育就学奨励費による通学費補助など、既存制度との併用や調整などについても、十分配慮する必要がある。

II 盲ろう者の居宅内での同行援護の利用（主な検討事項Ⅰ）

平成30年度に同行援護事業において盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算制度などが創設され、盲ろう者の移動支援と意思疎通支援を個別給付事業(義務的経費)の枠内で行うことが可能となった。しかしながら、法律上、同行援護事業は「外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の支援、排せつ及び食事等の介護（中略）外出時に必要な援助」と規定されており、外出の準備などを除けば、同行援護による居宅内での移動支援や意思疎通支援はできない。このため、「外出時」という要件を一部緩和して、盲ろう者が居宅内においても、同行援護を利用して意思疎通支援等が受けられるようにする必要がある。